

1 目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）が創設されました。

令和6・7年度のモデル事業に引き続き、令和8年度から本格実施を行うにあたり、新たに事業を実施していただく事業者を募集します。

2 募集事業者

次の要件すべてを満たす事業者とします。

- ・応募時点において、姫路市内で認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援事業所を一年以上運営していること。
- ・姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年姫路市条例第6号）を遵守すること。

※事業の実施にあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項に定める確認を受ける必要があります。

3 実施事業

(1) 事業開始日

令和8年（2026年）4月1日以降

※年度替わりや夏休み等の長期休暇期間等、受入体制に応じて事業を実施しない時期を設けることも可能

(2) 対象となる子ども

以下のすべてにあてはまり、居住自治体から乳児等通園支援事業の利用認定を受けた子ども

- ・利用日時点において保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設を利用していないこと。
- ・利用日時点において0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）であること。

※令和8年度以降は、姫路市外に居住している子どもも利用対象となります。

(3) 利用可能時間

本市居住の子どもは、一人当たり月10時間まで（他市町村の子どもは、利用可能時間が月3～10時間未満場合があります）。

令和8年度以降は複数の施設や市町村の区域を越えて利用が可能になるため、国が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下、総合支援システム）」を用いて、子どもごとの利用可能時間の確認や予約管理、利用実績登録等を行うこと（4(4)も参照）。

(4) 利用方式

下記のア、イ又はウにより実施すること。

ア 定期利用方式：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

イ 柔軟利用方式：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

ウ 定期利用＋柔軟利用：定期利用の他に、施設の受入体制に応じて利用可能枠を設け、柔軟に利用する方法

(5) 実施方法

一般型（在園児合同）又は一般型（専用室独立実施）のいずれかで実施。

同年齢保育、異年齢保育のどちらで実施してもよい。

(6) 開所日及び定員設定

ニーズや受入体制を鑑み、事業実施者で設定し、市と協議の上決定する。

定員を受け入れるにあたり必要な設備及び職員を確保すること。

本体施設で保育を提供している年齢区分については、乳児等通園支援事業においても受入枠を設けることが望ましい。

複数の年齢区分を合わせて受け入れてもよい。

4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 事業の広報

実施施設ごとの預かり日時や定員、預かり形態、必要経費等、詳細については、施設のホームページや園だより等を使って、広く対象者が事業を利用できるよう工夫すること。

(2) 初回面談

初回利用時までには親子同伴で面談を行うこと。子どもの発達段階や好きな遊び、アレルギー情報、預かりを行う上で配慮が必要な事項等を聞き取り、事業実施者内で共有する。令和7年度モデル事業を利用した子どもは、過去の行動記録が総合支援システム上に記録されているため、そちらも参考にすること（「(5)計画と記録」参照）。

(3) 親子通園

慣れるまで時間がかかる子どもへの対応として有効であるが、長期間継続する状態としてはならず、また、利用条件としてはならない。

(4) 配慮が必要な子どもやその保護者への支援

継続した見守り・支援が必要と判断した子どもについて、該当する家庭からの申し込みや市からの受け入れ要請に対して優先的に利用枠を設ける等、事業を円滑に利用できるよう配慮を行うとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。

利用当日に通園がない場合には、対象児童の状況を確認すること。特に、要支援家庭等の子どもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

子どもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

(5) 計画と記録

子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた指導計画を作成すること。また、事業の実施内容の記録や、利用児童の育ちに関する記録等を作成し、事業実施者内で共有すること（総合支援システムを利用することも可能）。

(6) 事故発生時の対応

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い、速やかに市に報告すること。

事業実施者が運営する施設において本業務により生じた事故及び損害については、事業実施者がその負担と責任において処理にあたるものとする。事故等が発生した場合の補償に対応できるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。

(7) 給食等の提供

給食等の提供については事業実施者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切な実施に留意すること。

(8) 保護者への支援について

本制度は、子どもの育ちの支援とあわせて、保育の専門家である保育士に子育ての相談ができる場としての役割が期待されていることから、育児相談等、保護者への子育て支援に努めること。

(9) 保育従事者

職員の半数以上は保育士とする。

保育士以外の保育従事者は、令和8年度から子育て支援員研修に新たに設けられる本制度用の研修コース（新コース）を修了した者とする（新コースの内容等は令和7年度末頃に国から示される予定であり、新コース開講までは令和7年度同様、子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）の修了者が本制度に従事できるよう経過措置が設けられる予定）。

ただし、保育従事者は可能な限り保育士とすることが望ましい。

(10) 一時預かりとの関係

事業実施者において、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業を行う場合は、別途「姫路市一時預かり事業実施要綱」第8条に定める基準（専用保育室の確保、保育士の配置）を遵守すること。

(11) 保育従事者等への研修

事業の意義・目的・仕組みや年齢ごとの関わり方の留意点等について、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」（こども家庭庁）や、(9)の新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材（国から令和7年度中に提供予定）等を用いて、専従職員をはじめ、施設管理者や他の職員等、園全体で共有・理解するための研修を実施すること。

(12) 個人情報の取り扱い

事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(13) 利用者や保育従事者からの意見徴収について

事業実施者は、事業の効果や課題、利用者や保育従事者の声等について情報収集を行い、適宜本市に情報提供する。本事業の効果・課題等を検討するために市から利用者にアンケートを実施する場合は、アンケートの円滑な実施等に協力すること。

(14) 総合支援システムの利用について

本制度の円滑な運用のため、本市（利用者が市外居住の場合は居住自治体）、事業実施者、利用者間で総合支援システムを用いて情報登録・共有を行う。

・市（居住自治体）：利用者からの利用認定申請を受け、審査の上、対象となる子どもの利用認定を行い、総合支援システムに登録する。システム上で子どもの利用実績を確認する。

・利用者：発行されたアカウントを用い、システム上で利用したい施設を探して初回面談の申請や利用予約、予約状況の確認を行う。

・事業実施者：システム上で子どもの情報を確認し、予約を確定。預かり後は子どもごとの利用実績の登録を行い、子どもが複数施設を利用する際に事業実施者間で情報の引継ぎを行えるよう、システムに実施内容や子どもの育ち等の記録を行う。また、システムの利用実績を基に請求額を確定し、市（居住自治体）へ請求を行う。

5 単価及び加算について

(1) 給付単価

全国一律の給付制度（乳児等のための支援給付）となり、提供した利用時間の実績に基づき、こども一人1時間あたりの費用を公定価格により支給する予定（法定代理受領）。単価及び加算の詳細については国で検討中のため、参考として、令和7年度の補助内容を下記に示す（いずれも対象児童一人1時間あたり）。

（基本分）

子ども受入にかかる単価	
0歳児※	1,300円
1歳児※	1,100円
2歳児※	900円
※令和7年3月31日現在の年齢	

（加算分）

対象	加算額
障がい児	400円
要支援家庭の子ども	400円
医療的ケア児	2,400円

※月単位の年齢ごとの総受入時間数に、1時間あたりの金額を乗じて得た額とする。

※障がい児加算の対象者は次のいずれかにより確認し、その写しを市に提出する。

・特別児童扶養手当受給証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書、その他、市長が適切と認める書類

※加算分において、同一の子どもにつき複数の項目が該当する場合は、そのうちの最も高い補助基準額を適用する。

※当日キャンセルについては、利用したものとして補助金の対象とする。よって、一人当たり月10時間の利用時間枠からは減らす。

(2) 請求及び支払い

毎月の事業終了後、指定期日までに市に請求を行い、給付額確定後、市から支払いを行う。

6 保護者の費用負担

(1) 5の給付単価以外に、事業所の取り組みに応じて必要な額を利用料として徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てることが可能となる予定（参考：令和7年度利用料の額は子ども一人1時間

あたり300円。令和8年度以降の取り扱いについては国で整理の上、追って示される)。加えて、給食費やおやつ代等の実費負担については、保護者同意の上で徴収することができる。

- (2) 利用料及び実費負担額は、事業実施者が指定する方法により、都度払いもしくは月額払いで、保護者が事業実施者に直接支払う。

7 事業実施スケジュール（予定）

事前協議に向けたエントリー	令和7年12月22日（月）まで
事前協議（エントリー後順次）	令和8年1月23日（金）まで
応募申込書類の提出	令和8年1月30日（金）まで
事業実施者決定	令和8年2月中旬
認可及び確認申請	令和8年3月上旬
総合支援システム登録、利用者募集、初回面談等の準備	令和8年3月頃～
事業開始（令和8年度）	令和8年4月1日（水）以降

8 応募手続き等

(1) 事前協議に向けたエントリー

令和8年度から事業の実施を希望する事業者は、令和7年12月22日（月）までに、姫路市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/0000032042.html>）より、オンライン申請ポータルサイトを用いて、開所日や定員設定、事業を行う保育室や従事職員数等、現段階で検討している実施計画案について記入し、エントリーを行うこと。

(2) 事前協議

エントリー後、市と日程調整の上、令和8年1月23日（金）までに幼保連携政策課において、設備や職員配置が認可要件を満たしているか、実施内容や開所日、利用定員等が適当に設定されているか等、協議を行うこと（必要に応じて実施予定施設の現地確認を実施）。基準を満たす事業者から応募申込書類を案内する。

(3) 応募申込書類の提出

ア 応募締切 令和8年1月30日（金）

イ 提出書類 応募申込書及び添付書類（事前協議後に個別に案内する）

ウ 応募先 姫路市こども未来局教育保育部幼保連携政策課

エ 応募方法 電子メールで提出（受信確認を行うこと）

(4) 事業実施者の決定

応募者から提出された書類を審査し、事業実施者を決定、文書で通知する。併せて認可・確認申請について案内する。

(5) その他

- ・ 応募は実施施設ごとに行うこと。
- ・ 同一法人が複数施設の応募を行うことも差し支えない。
- ・ 事前協議を経っていない応募は受付できないため、実施を検討中の場合も一旦エントリーを行い、応募締切までに事前協議が行えるよう準備すること。
- ・ 姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会認可部会へ意見聴取した上で認可します。実施事業者に決定した場合でも認可を確約するものではありません。

9 審査方法等

下記「審査基準」に基づき、要件を満たしているか審査し、地域のバランスを踏まえて事業実施者を決定する。

10 担当課

姫路市こども未来局教育保育部幼保連携政策課（本庁舎2階）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2738、E-mail kodomoseisaku_keikaku@city.himeji.lg.jp

（別紙）令和8年度姫路市乳児等通園支援事業 事業実施者審査基準

1. 実施内容

- ・利用日時が十分に確保されているか

2. 実施体制

- ・必要な保育室等が確保されているか
- ・必要な人員が確保されているか
- ・本体施設からのサポートが受けられる体制となっているか

3. 実施方針

- ・事業の趣旨を正しく理解し、子どもの育ち・保護者への支援に資する提案や工夫があるか
- ・子どもの安全対策が講じられているか
- ・支援の必要な子どもの受け入れについて検討されているか
- ・事業の周知等についての提案や工夫があるか
- ・子どもの人権尊重のための具体的な取り組みがあるか